

# 教育民生協議会記録

開会年月日	平成28年11月22日
開会時刻	午後2時04分
閉会時刻	午後3時32分
出席委員名	◎藤原清史    ○楠木宏彦    上村和生    北村 勝
	辻 孝記    吉岡勝裕    品川幸久    上田修一
	中村豊治
	中山裕司議長
欠席委員名	—
署名者	—
担当書記	中野 諭
協議案件	1 伊勢市合理化事業計画（旧伊勢市地域分）（案）について
	2 粗大ごみ等有料収集にかかる手数料の見直しについて
	3 いせライフセーフティネット事業について
	4 伊勢市駅前市街地再開発事業に伴う保健福祉施設の整備について
	5 こども発達支援体制強化について
	6 伊勢市教育等の振興に関する施策の大綱（案）について
	7 第2期伊勢市教育振興基本計画（案）について
	8 第2期伊勢市スポーツ推進計画（案）について
	9 沢村栄治生誕100周年記念事業の実施について
	10 伊勢市おひさま児童園の指定管理者の選定に係る経過について 《報告案件》
	11 就学援助費（新入学児童生徒用学用品費）の支給について 《報告案件》
	12 第2次伊勢市総合計画の進捗状況について《報告案件》
説明者	環境生活部長、環境課長、清掃課長
	健康福祉部長、健康福祉部次長、健康福祉部参事、福祉総務課長 こども課副参事
	教育長、事務部長、学校教育部長、教育総務課長、スポーツ課長
	学校教育課副参事、情報戦略局長、企画調整課長

## **協議経過**

藤原委員長開会宣言及び会議成立宣言後、直ちに会議に入り、協議案件として「伊勢市合理化事業計画（旧伊勢市地域分）（案）について」外8件について当局から説明を受け、質疑の後、聞き置くこととした。

次に報告案件として「伊勢市おひさま児童園の指定管理者の選定に係る経過について」外2件について、当局から報告を受け、聞き置くこととし、閉会した。

なお、詳細は以下のとおりです。

開会 午後2時04分

### ◎藤原清史委員長

ただいまから教育民生委員協議会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立いたしております。

本日御協議願います案件は、お手元に配付の案件一覧のとおりであります。

議事の進め方につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

### ◎藤原清史委員長

御異議なしと認めます。

そのように取り計らいさせていただきます。

## **【伊勢市合理化事業計画（旧伊勢市地域分）（案）について】**

### ◎藤原清史委員長

それでは、始めに「伊勢市合理化事業計画（旧伊勢市地域分）（案）について」を御協議願います。

当局から説明をお願いいたします。

教育長。

### ●北村教育長

本日は、教育民生委員会に引き続き、教育民生委員協議会をお開きいただきましてありがとうございます。

本日御協議いただきます案件は、「伊勢市合理化事業計画（伊勢市地域分）（案）について」ほか、報告案件も含めまして全部で12件でございます。

なお、各案件につきましては、各担当課のほうから御説明いたしますので、御協議のほどよろしくお願いいたします。

◎藤原清史委員長  
環境課長。

●出口環境課長

それでは、「伊勢市合理化事業計画（旧伊勢市地域分）について」御説明申し上げますが、申しわけございませんけども、1カ所訂正をお願いしたいと存じます。

資料1-1の中段、(3) そのこの4段目になりますけれども、期間というのがございまして、これは平成30年度から32年度分ということで書いてございますけども、一番最後の分という字を削除いただきますよう、よろしくお願いいたします。申し訳ございません、よろしくお願いいたします。

それでは「伊勢市合理化事業計画（旧伊勢市地域分）（案）について」御説明申し上げます。

まず、資料1-1の「伊勢市合理化事業計画（第三期旧伊勢市地域分）（案）」の計画案につきまして資料1-2をごらんください。

まず、目的でございますけども、本計画につきましては、「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」、通称、合特法におきまして、廃棄物の適正な処理に資することを目的に、下水道の整備に伴う経営環境が大きく変化する一般廃棄物処理業について、経営の近代化及び規模の適正化を図るための事業に関する計画を策定するものでございます。

次に「4 下水道整備等の見通し」及び「5 し尿等の要処理量の見通し」につきまして、5 ページ目をごらんください。

別表3のとおり、平成32年度末には、下水道の普及率が50.5%となり、し尿等の要処理量が、下水道開始前から約2万4,000キロリットル減少しまして、3万2,311キロリットルにまで減少する見通しでございます。

戻りまして、資料1-2の1ページの下段から2ページをごらんください。

「8 合理化事業」の内容につきましては、(1) 及び (2) のとおり、第一期、第二期計画と同様に、業務提供による支援を行い、他業種への事業転換を促進し、し尿等処理体制の規模縮小を図るものでございます。

2 ページの中段、(4) につきましては、現在、旧伊勢市、二見町、小俣町、御菌町と4地区に分かれて計画をしておりますけれども、それを一本化の準備のため、平成29年度から平成32年度までの4年間の計画としております。

なお、第三期計画の支援業務は継続のみで、新たなる追加支援はございません。

次に、7 ページをごらんください。

支援方法でございます。

「1 支援業務提供期間」につきましては、第一期計画の開始しました支援につきましては、10年を基本とし、以後の業務の実施観点から、一定期間の延長について位置づけるところでございます。

計画期間中に、資源びん、プラスチック製容器包装が、10年目を迎えることから、「4 支援業務」の内容のとおり、実施期間を調整させていただくものでございます。

資料1-1へお戻りください。

「2 支援期間が終了する業務」におきましての考え方を示しております。

「(1) 今後の方針」につきましては、支援終了後に一般競争入札等による業務委託をすることとし、委託業務の単位につきましては、ごみの減量化の推進を見すえ、経済性はもとより、安定性、効率性を考慮し総合的に最適な方法を選択することとしております。

「(2) 委託期間の調整」につきましては、方針を踏まえ、まず、入札、第1次としまして、資源びん及び紙・布類の2品目をひとつの業務ととりまとめ、平成30年4月から3年間委託するものでございます。

また、入札、第2次につきましては、1次分に、プラスチック製容器包装及びペットボトルを加え、4品目をひとつの業務ととりまとめ、5年間の委託をするものでございます。

「(3) 今後の委託スケジュール」につきまして記載しておりますので、御高覧いただきますようお願いいたします。

以上、「伊勢市合理化事業計画（旧伊勢市分）について」御説明させていただきました。御協議賜りますよう、お願い申し上げます。

◎藤原清史委員長

その辺を説明に対しまして御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

よろしいですか。

御発言もないようでありますので、本件につきましては、この程度で終わります。

### **【粗大ごみ等有料収集にかかる手数料の見直しについて】**

◎藤原清史委員長

次に、「粗大ごみ等有料収集に係る手数料の見直しについて」を御協議願います。

当局から説明を願います。

清掃課長。

●堀畑清掃課長

それでは、「粗大ごみ等有料収集にかかる手数料の見直しについて」御説明させていただきます。

資料2をごらんください。

1の目的でございますが、伊勢広域環境組合の一般廃棄物処分手数料が、平成29年4月1日に改正されることを受け、市が収集する粗大ごみ及び小動物の死体の収集、運搬及び処分に係る一般廃棄物処理手数料の改正を行うものでございます。

この改正にあたりまして、直接、伊勢広域環境組合の清掃工場へ粗大ごみ等を搬入する市民と、市の粗大ごみ等有料収集を利用する市民との間の中で、廃棄物処理における負担の公平化を図るため、見直しを行い改正しようとするものでございます。

次に、2の粗大ごみ等の収集の現状でございますが、粗大ごみ等の収集は大きく3つに分類されます。

1つは、自治会が主催して地域の粗大ごみの取りまとめ、それを市が無料で収集を行うものが1つでございます。

2つ目は、市民の方が直接清掃工場へ搬入していただくもので、伊勢広域環境組合が定める処分手数料を負担いただいております。

最後に3つ目として、市民の方に予約をいただき、市が有料で収集を行うもので、現在は伊勢広域環境組合の処分手数料相当額を処理手数料として御負担いただいております。

裏面、次ページをごらんください。

フロー図につきましては、今説明させてもらったのを簡単に示させていただいてありますので省略させていただきます。

次に3の粗大ごみ等有料収集の改正内容について御説明させていただきます。

伊勢広域環境組合の処分手数料の改正を受け、従量手数料を改正するとともに、新たに基本手数料を導入しようとするものでございます。

これにより、収集に使用する車両1台につき1,000円の基本手数料と、ごみの重量に応じた従量手数料を加算した額を徴収する方法へ改正するものでございます。

従量手数料につきまして説明させていただきます。

伊勢広域環境組合の処分手数料の改正と同様に、現行の10キロあたり108円を、10キロあたり130円に変更しようとするものでございます。

また、次に基本手数料の導入について説明をさせていただきます。

市民が自ら清掃工場へ搬入する直接持込の場合は、伊勢広域環境組合の処分手数料ではなく、運搬に係る経費についても御負担をいただいていること、また、粗大ごみ等有料収集は、直接持込が困難な市民を想定した制度であることを考慮し、運搬に係る最低限の経費の負担いただこうとするものでございます。

1,000円の金額設定につきましては、直接持込における運搬費相当分として算定したものです。

次に小動物の死体につきまして御説明させていただきます。

現在、1体あたり1,080円の処理手数料を御負担いただいているところではございますが、基本手数料の導入に伴い、粗大ごみと同様に、基本手数料と従量制で対応していきたいと考えています。

最後に改正予定日でございますが、伊勢広域環境組合の処分手数料の改正にあわせ、平成29年4月1日と考えております。

以上、「粗大ごみ等有料収集にかかる手数料の見直しについて」御説明させていただきました。

何とぞよろしく御協議賜りますようお願い申し上げます。

◎藤原清史委員長

ただいまの説明に対しまして御発言はありませんか。

吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

それでは、有料収集のことについて、もう少し聞かせていただけたらと思います。

本来の目的にありますように、自ら清掃工場に持っていくことができない市民の方ということで、福祉サービスの事業であるというふうには理解をしております。

今回、値上げと同時に基本手数料として1台1,000円いただくということで、今御説明をいただいたんですけれども、例えば、平成27年、どれくらいの方がこの制度を利用されているのか、まずお聞きさせていただいてもよろしいでしょうか。

◎藤原清史委員長

清掃課長。

●堀畑清掃課長

昨年度の利用者数というのは、ちょっと把握はできていませんが、600件ほど、対応のほうをさせていただいたところでございます。

◎藤原清史委員長

吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

数字だけ聞くなということなんですけれども、その600件の中でですね、どうしても、例

えば障がい者であったり、高齢者であったり、車がないとかですね、持っていきることができないよという本当に福祉が必要な方、中には、今までこの基本手数料はありませんから、持っていけそうなのに取りに来てくれというふうな方、まあいろいろおったかと思うんですけど、その辺の分析はどのようになっていますでしょうか。

◎藤原清史委員長

清掃課長。

●堀畑清掃課長

人数的なものまでは、ちょっと分析はできてはおりませんが、何人かの方は、車もなく、高齢の方もみえるというふうには聞いております。

◎藤原清史委員長

吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

その中でですね、1,000円いただくということですが、確かに運搬料的な部分を御負担いただくというのは、わからないでもないんですが、高齢者であったりとか、障がい者、また、保護が必要な家庭においてはですね、ちょっと高いかなというような気もするんですが、そういう配慮というのは考えてないのか。お聞かせいただけますでしょうか。

◎藤原清史委員長

清掃課長。

●堀畑清掃課長

現在ですね、有料収集については、減免規定はございますが、今現在、天災等のみでありまして、生活困窮者の方については、現在減免規定はございません。

今後ですね、福祉部門ともですね、協議をしながら、そのあたりも協議していきたいと考えていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

◎藤原清史委員長

吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

可燃ごみがですね、持っていけない方、何とか収集制度をやっていますよね。やっぱり

そういうことも必要かなと思います。この金額も含めてですね、どれくらい御負担いただけたらいいのかなということも含めて、少し検討していただけたらなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

◎藤原清史委員長

他に御発言ございませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

御発言もないようでありますので、本件につきましてはこの程度で終わります。

### 【いせライフセーフティネット事業について】

◎藤原清史委員長

次に、「いせライフセーフティネット事業について」を御協議願ひます。

当局から説明を願ひます。

福祉総務課長。

●大桑福祉総務課長

それでは、「いせライフセーフティネット事業」について、御説明申し上げます。

資料3を御高覧願ひます。

始めに、本事業の目的でございますが、地域における「見守り、発見、つなぐ」機能を強化し、「必要な人に、必要な時、必要なサービスが届く」仕組みを整備するとともに、高齢、障がい等の既存の制度では対応が困難なケースに対しても、寄り添いながら解決する体制を整備することを本事業の目的としております。

次に、現状と課題でございますが、地域社会におきましては、高齢者の一人暮らし、高齢者だけの世帯、障がいのある人を支える家庭、生活に困窮する家庭などが、生活や福祉に関する課題を重層的に抱え悩んでおり、近年ではひきこもりやごみ屋敷などの課題も見られるようになっております。

このような家庭では、高齢者、障がい者、児童等の公的なサービスを受けることができず、制度のはざままで苦しんでいる実態がございます。

また、困りごとがあつたとしても、SOSを声に出せずにいる家庭もあり、潜在的にある、声なき声への対応も求められています。

このような現状と課題を踏まえた取り組みとして、いせライフセーフティネット事業で

は、伊勢市地域福祉計画・地域福祉活動計画に基づいて、平成29年度からコミュニティソーシャルワーカーを社会福祉協議会に配置したいと考えております。

コミュニティソーシャルワーカーは、基本的には地域に出向いてアウトリーチ型の支援を行い、個人や地域からの相談を受けて、関係機関や地域とのつながりを持ちながら、困っている方に寄り添って問題解決にあたる個別支援を行うとともに、地域全体で支えるしくみの構築や地域の底力を高める地域支援にも取り組みます。

また、地域の実態や課題を関係機関で共有し、分野を超えた福祉の専門職や関係機関とのネットワークの構築を目指します。

なお、コミュニティソーシャルワーカーの配置にあたりましては、平成29年度当初から事業を開始したいため、12月議会において債務負担行為の補正予算を計上させていただきたいと考えております。

資料の裏面には、コミュニティソーシャルワーカーが、さまざまな相談を受けて、どのように連携しながら困っている人の支援を行うか、フロー図にまとめてございますので、御高覧いただければと存じます。

説明は以上でございます。よろしく御協議賜りますようお願いいたします。

◎藤原清史委員長

ただいまの説明に対しまして御発言はありませんか。

辻委員。

○辻 孝記委員

少し確認をさせてもらいながら聞かせていただきたいと思います。

まず先ほど、取り組みの現状、課題も含めて、相談しやすい場所をつくっていかうところ、すごく大事なところだと私は思っております。

今までなかったのが、本当にちょっと残念だなというぐらいの気持ちを持っておりますので。

ただ今回の取り組みの中でですね、コミュニティソーシャルワーカー、CSWと書いてありますが、そういった配置を考えておられると、こういうコミュニティソーシャルワーカーという、こういう資格というのはあんまり聞き慣れないんですが、こういった方の資格というのはどんなふうになっているんですか。

◎藤原清史委員長

福祉総務課長。

●大桑福祉総務課長

コミュニティソーシャルワーカーにつきましては、国家資格というものではございませ

ん。一般には、社会福祉士であるとか、あるいは精神保健福祉士等の資格があることが望ましいというようなことが言われております。

また、資格だけではなくてですね、経験あるいは実績といったものも必要でございますので、そういった人員の配置を考えております。

◎藤原清史委員長  
辻委員。

○辻 孝記委員

わかりました。大事なところだと思っていまして、その辺をしっかりとですね、行政的なこともわかっておられる方とかですね、制度のことがわかっている方が配置されるのが1番いいかと思っております。

それで、配置をですね、29年度からというふうなお話がありましたけれども、大体何人ぐらい配置する予定になっておられるのでしょうか。形も含めてですけど。

◎藤原清史委員長  
福祉総務課長

●大桑福祉総務課長。

当初の予定ではですね、29年度から5名の配置を予定いたしております。

5名で市全域をカバーするような形となっております。

将来的には、また、コミュニティソーシャルワーカーの事業の状況も見極めまして、人員配置を考えていきたいと考えております。

◎藤原清史委員長  
辻委員。

○辻 孝記委員

わかりました。まずは、立ち上げるということでやられるんだなというふうに思います。

こういった大事な相談窓口というのはですね、早く、本当に一刻も早く設置すべきだというふうなことを思っております。

ただ、あとですね、今、何も名前はないと思いますが、その窓口の名前もですね、わかりやすいような形でですね、考えていただきたいと思いますが、その辺のお考えはありますか。

◎藤原清史委員長  
福祉総務課長。

●大桑福祉総務課長

具体的にですね、窓口の名前が今決まっておるわけではございませんけども、まだ時間がございますので、その辺、わかりやすい名前等検討してまいりたいと考えております。

◎藤原清史委員長

他に御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

御発言もないようでありますので、本件につきましてはこの程度で終わります。

#### **【伊勢市駅前市街地再開発事業に伴う保健福祉施設の整備について】**

◎藤原清史委員長

次に「伊勢市駅前市街地再開発事業に伴う保健福祉施設の整備について」御協議願います。

当局から説明願います。

福祉総務課長。

●大桑福祉総務課長

それでは、「伊勢市駅前市街地再開発事業に伴う保健福祉施設の整備について」御説明申し上げます。

資料4を御高覧願います。

本件につきましては、6月14日開会の本協議会において、子供の切れ目のない支援機能、及び全世代に対応した包括的支援機能を整備したい旨、御説明申し上げ、御協議いただいたところでございます。

これまで、具体的にどのような機能を整備していくのか、庁内で協議してきたところでございますが、本日はその内容について御説明申し上げます。

まず(1)でございますが、妊娠・出産から子育て、また障がいのある子供などへの切れ目のない支援機能として、子育て支援センター、こども発達支援室、障がい児相談支援事業所及び中央保健センターを考えております。

それぞれ妊娠期から出産・育児期の健診や子育ての相談支援、これらの中で発達の障害のある子供の発見・支援、また発達障害のある子供の相談支援などを行ってまいりたいと考えております。

各機能の概要については、資料に記載のとおりでございますが、これらの4つの機能が連携して、子供の成長に合わせた切れ目のない相談支援活動を行いたいと考えております。

次に、(2) 包括的な相談支援を行う機能としましては、障がい者相談支援センター、高齢者相談支援センター、福祉総合相談支援センターを考えております。

現在、高齢者や障がい者などの支援を行う中で、複数の課題を抱えた世帯が多く見受けられることから、分野別で相談支援を行っている機能を集約することにより、横断的な対応を行ってまいりたいと考えております。

障がい者相談支援センターにつきましては、市内に3カ所ある相談支援センターの基幹相談支援センター、高齢者相談支援センターにつきましては、市内に4カ所ある地域包括支援センターの基幹的な相談支援を行う機能を持たせ、福祉総合相談支援センターにつきましては、先ほど説明いたしました、いせライフセーフティネット事業を行う機能を考えております。

これらの3つの機能に加え、子供の切れ目のない支援を行う機能とも連携して、あらゆる困りごとや心配ごとの相談を受け、課題解決に向けた取り組みを行っていきたいと考えております。

階層イメージ図につきましては、12階層のうち5階から7階に設置してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしく御協議賜りますようお願いいたします。

#### ◎藤原清史委員長

ただいまの説明に対しまして御発言はありませんか。

品川委員。

#### ○品川幸久委員

私、前回の教育民生委員会の時もお話をさせていただいたんですけど、内容がまだ決まってない、一体どんな建物ができるかどうかともわからない。また、それに対してどうするかも決めていない。

だから本来なら、きのうの産建でも出たように、こういうふうにしたいんだけどどうでしょうねというふうな話があって、次に、それでいいんじゃないかというのであれば設置についてということなんですけど、おたくらの出された資料は整備についてという、前回もそうなんですよ、整備についてということは、することが前提のもとで議論を進めておられるということなんで、非常に何かこうわからない部分があるんでね。

今回は設置をしたいまでになってきていますよね。私らそこまで議論をしたかという

全然そんな議論もないわけなんで、その点どのように思われて、今回入ったんか教えていただきだと思います。

◎藤原清史委員長

健康福祉部長。

●江原健康福祉部長

大変申し訳ございません。きのうは議長にもそのような、お言葉をいただきました。

この名前自体で、整備というふうな話で、私どもあげさせていただいておりますが、こういった機能をですね、整備していきたい。そして一定程度のやっぱり面積が必要であると。

これから必要とされる機能であるというふうなところも含めまして、今般、駅前というふうな整備がなされるというところで、この部分でちょっと考えたところでございますが、ありきの話ではあくまでもございません。いろいろですね、私どものこういうふうな考え方をちょっと御報告させていただきながら、教育民生委員協議会での御議論もいろいろ賜りながらですね、どういった方向に進めていくかというふうなところも考えていきたいと思っておりますので、大変、そのような形で挙げさせていただいておるところにつきましては、大変申しわけないことではございますが、何とぞよろしくお願いいたしたいと思っております。

◎藤原清史委員長

議長。

●中山裕司議長

きのう申し上げたけども、議会としては入居することには同意はしとらへんですよ、まだ。

当然、議会の同意が必要なんでしょう、これ今の話。だからきのうも言ったけども、入居ありきで、あなた方は進めておることが問題だと。

だからこの施設そのものに、ここへ向けてその今度できる施設に、こういうような今説明されたようなことが入居して、それでやっぱり、福祉のサービスを市民に提供していくということについては、今の話、だれも反対をしていない、きのうも言ったけど。

だからそういう手順はね、きちっと踏んでこないかんよということで、入ることありきではいかん。

だから、議会にこういうこと、これ今の話やけど相当な金額も必要になる。建物を建てるのと同じ考え方なんですよ。当然、これを契約しようと思うと、議会のやっぱり、皆さん方が、これを入居すると思えば、当然賃貸借契約を結ぶと思ったら、それ今の話やないけれども議会の同意が必要なんです。そうでしょう。議会の同意するということになれば、

事前に、今の、こういう施設としてこういう形で入りたいけれどもどうですかという同意を取りつけていかんといけませんよと。出してきたときに否決されたときにどうするんかと。相手方もあるわけですよ。相手方はこれ公共施設が入ることに対する、これは、今これだけのものを建てるんですから、3階のフロアを伊勢市が借り入れるということは、事業者にとって大きなメリットなんですよ、これは。

だからそのときに、仮にこんなものは必要ないというて、議会が否決したときには、相手方にも迷惑がかかるということになるわけだから、やっぱり手続きとしては、きちっとやっぱり、事前にこういうものをしていきたい、こういう入居をするんだけどどうですかということの議会の同意だけは事前にしていかにと、相手方があるということ、これは、相手方にも今の話やないけど、そういう損失を与えるということになると、損害賠償の対象にもなりますよ、これ。だからそういうようなことも含めて、やっぱり手順をきちっと踏んでいかんと。そうでないと今も品川委員が言われたけれども、もうこの整備ということになってくると、具体的に、きのう、きょうも言ったけれども、入居することがありきで事を進めておるといふことはいかんよということのきのう申し上げたんで、そこら辺の認識が、まだ部長もきちっとできておらんということで、私はきのうも申し上げて、今も申し上げておる。そこなんです、問題は。

だから今後もありえることであるならば、当然そういうような契約案件に関しては、きちっと事前にやっぱりとりつけを議会にしていこうということが必要だということをお願いしておる。

#### ◎藤原清史委員長

品川委員、よろしいですか、はい、品川委員。

#### ○品川幸久委員

議長のほうから、昨日もその話があったと思います。当然、民間のやられることであるんで、民間が全部やっていたらいいんですけど、駅前開発ということもあってですね、どうしてもということならば、先ほど議長に言われたように、その3フロアを借りて、何かをせなあかんのやと、公が入らないかんということが前提で、先に話をされてですね、その後でどういうふうな機能持たすかっていうことをやられるというのは、前回の教育民生委員会も、私同じことを言わせてもらいましたと。いうことはイコール、一体その平米数はどんだけ、一体いくらかかるんやということもわからんうちにですね、その機能だけ、こんなのを持たせていきたいというような議論では、僕はいかんと思うんですね。

それで、特に今やっておる公設マネジメントもありますけど、公設マネジメントの考え方は、当該課が持つとる、言うたら平米数を減らしながら、機能を充実させていこうというのが根本にあると思うんですね。

こうなってしまうと、先にここをもし、借りるか買うか知りませんが、そのところの平米数をふやすわけですね。

そうすると、今は八日市場にあった中央保健センターとかそんなのがこっちに移った後、そこがどうしてしまうんやということがはっきり明確に何も見えていないうちに、それだけ走っていくっていうのがね、ちょっと私も、たぶんきのう産建でも宿議員から言われたと思うんですけど、やっぱりここは非常に大事なことで、ちゃんと順番に階段を上ってかんとですね、最初にできたもんだけ描いてこうしますと言うて、あとは時間で、あえて何とかしていこうかみたいな話ではいかんと思うんですけどね。それはたぶん次のときに出てくる、こども発達支援体制のところは健康センターのほうに入るわけでしょう。

これはじゃあ、例えばビルが3年後にできるのであれば、それまでここに置いとくかという話でしょ。だから、こういう、ちょっとね、本当に段取り踏んできっちり話しせんたですね、非常にいかんと思いますけどね。そこらへんどうでしょう。

◎藤原清史委員長  
健康福祉部長。

●江原健康福祉部長

まず1点目、公共施設マネジメントの関係でございます。

私ども、それも含めまして、検討を今しておるところでございます、この中には先ほど、ちょっと先の話になってしまいますが、中央保健センターというふうなところをあげさせていただいております。これを例えば移転したとして仮定して、というふうなところでの現在の施設のあり方であるとか、方針であるとかっていうところは合わせて、今、検討をさせていただいております。

公共施設マネジメントの考え方というのうは、床面積を基本的にはふやさないというふうなところがございます。そういう方向性に基づいた考え方で、これも検討していきたいというふうに考えております。

本件の進め方につきましては、先ほど議長、おっしゃられたことをちょっと肝に銘じた上で進めてまいりたいというふうに考えておりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

◎藤原清史委員長  
品川委員。

○品川幸久委員

私どもがこの中に入れるものがいかにないかという話はしていません。

前回のときにちょっと言わせていただいたのは、例えば障害者施設が入るのであればね、

今の伊勢トピアのほうの緑があって太陽もさんさんとふってというところのほうがいいんじゃないかなというふうな、前も話をさせてもらったと思うんですけどね。

別にやっておることが、いけないとは言いませんけど、ただそれには公設マネジメントであったり、先ほど議長も言われたように、ありきの話やなくてね、やっぱり市がはっきりとして、今度のビルの中に、3フロアはうちが公の施設を入れるんだということを、やっぱり1回議会が認めてね、その了解のもとで、内容を精査せんと、入るか入らへんかわからんのに、こういうふうな整備についてというて、今回は設置することにしたいまで、書かれておるんでね、やっぱりちょっと段取りが悪いかなということで、慎重にね、進めていただきたいなと、そんなように思います。

◎藤原清史委員長

他に御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

御発言もないようですので、本件につきましてはこの程度で終わります。

## 【こども発達支援体制強化について】

◎藤原清史委員長

次に、「こども発達支援体制強化について」を御協議願います。

当局から説明を願います。

こども課副参事。

●戸上こども課副参事

それではこども発達支援体制につきまして、御説明申し上げます。

資料5をごらんいただきたいと思います。

このことにつきましては、これまでも、保健・福祉・教育が連携し、重層的に発達支援施策を進めてまいりました。

発達障がい児への支援は、早期発見、早期支援が重要であり、途切れなく支援していくことが求められております。

こども家庭相談センターにおける相談の状況といたしましても、平成24年度、発達相談員の配置当初から相談数が増加し、相談内容につきましても、乳幼児期から就労までの幅広い相談となり、関係機関との調整を要する内容が多くなっています。また、保護者から

の様々な不安に対応するための相談窓口の一元化の要望もございます。

人材育成としましては、三重県立小児診療センターあすなろ学園に1年間、保育士と保健師を研修派遣し、今年度は教員を派遣しているところです。

これらを踏まえまして、平成29年度から、現在のこども家庭相談センターにおける発達支援体制を発展させることとし、コーディネート機能をもつべく相談窓口を整備するとともに、相談のワンストップ化、乳幼児期から就労まで見据えた幅広い相談への対応など、さらなる体制強化の拠点整備を図りたいと考えております。

組織の設置場所としては、八日市場町の福祉健康センターの3階を考えております。

支援体制の概要ですが、0歳から18歳までの途切れない支援を行える仕組みを総合的、継続的に行なうための体制整備を考えております。

主な事業内容としましては、既存の事業の充実・強化に加えまして、記載のと通りの4つの機能を考えております。1つ目は相談の総合窓口、2つ目は早期発見・早期支援、3つ目はコーディネート、4つ目が啓発・研修です。

新規の事業といたしまして、臨床心理士による専門的なアドバイスや発達検査、また5歳児発達支援事業を行うことなどを計画しています。

以上、こども発達支援体制強化についての御説明とさせていただきます。

よろしく御協議賜りますよう、お願い申し上げます。

◎藤原清史委員長

ただいまの説明に対しまして御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

御発言もないようですので、本件につきましては、この程度で終わります。

## 【伊勢市教育等の振興に関する施策の大綱（案）について】

◎藤原清史委員長

次に、協議の都合により、案件12の「伊勢市教育等の振興に関する施策の大綱（案）について」を御協議願います。

当局から説明願います。

企画調整課長。

● 辻企画調整課長

それでは、「伊勢市教育等の振興に関する施策の大綱（案）について」御説明を申し上げます。

恐れ入ります。資料12-1を御覧ください。

1の「趣旨」でございますが、昨年4月1日に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、地方公共団体の長に教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を策定することが義務づけられました。

本市におきましては、昨年6月16日に開催された第1回総合教育会議で、現行の伊勢市教育振興基本計画の「基本理念」「基本目標」をもって大綱に代えること。そして対象期間は、同計画に合わせて平成28年度までとすることが決定されております。

このため、来年度からの大綱を策定する必要がございますので、今回、改定という形で御提案をし、御協議をいただくものでございます。

2の「背景」につきましては、ただ今御説明申し上げた経緯を踏まえ、記載のとおり7月、9月、11月、こちら3回、市長と教育委員会で構成する「総合教育会議」を開催し、協議を重ね、内容が固まりましたので、今回議会に御報告するものでございます。

それでは、改定大綱案につきまして御説明を申し上げますので、資料12-2をごらんいただきたいと存じます。

まず、「大綱の位置づけ」でございますが、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱とし、この大綱の下、福祉やコミュニティ施策を担う市長部局と教育委員会がより一層連携を密にして、次代を担う人材の育成や地域の教育力の向上など、教育の振興を図ることとしております。

「対象期間」は、平成29年度から平成33年度までの5年間とし、必要に応じて見直すことといたします。

また、国の第2期教育振興基本計画や県の教育施策大綱の内容を踏まえるとともに、総合計画やまち・ひと・しごと創生総合戦略、関連する個別分野とも整合性・連携が図れたものといたします。

恐れ入ります。2ページをごらんください。

今回の改正大綱案は、現行の伊勢市教育振興基本計画をベースに、法律の規定に従い、先ほども申し上げましたが、国の第2期教育振興基本計画を参酌した、参考にした構成になっております。

大綱案は、「基本理念」と、基本理念を実現するための8つの「基本目標」で構成されています。

「Ⅰ基本理念」は、「郷土を愛し、夢と意欲を持ち未来を切り拓く人づくり」で、意図等につきましては、記載のとおりでございます。

「Ⅱ基本目標」でございますが、2ページの「1 確かな学力を身に付けた子どもの育成」、「2 豊かな心を持つ子どもの育成」、3ページの「3 健やかに生きていくための

身体を持つ子どもの育成」、「4 学びのセーフティネットの構築」、「5 学習機会の充実」、「6 文化の継承・振興」、「7 スポーツの振興」、そして4ページの「8 人づくりとまちづくりの好循環」でございます。

このうち、「4 学びのセーフティネットの構築」及び「8 人づくりとまちづくりの好循環」は、国の教育振興基本計画を参酌し、現行の伊勢市教育振興基本計画から新たに加えた項目で、教育委員会と市長部局の連携がなければ実現ができない、この大綱の意義であると捉えております。

「4 学びのセーフティネットの構築」でございますが、貧困やいじめ、不登校など困難を抱えた子どもたち、また教育上特別の支援を必要とする子供たち等が安心して学ぶことができるよう、学校や行政の関係機関が連携を密にして、地域の各種団体とも協働しながら取り組みを進めるとともに、老朽化した施設の整備、通学路の安全確保、防犯・防災教育等、安全・安心な教育環境づくりを進めるものでございます。

「8 人づくりとまちづくりの好循環」は、市の重要施策 ふるさと未来づくりの取り組みを通じて、地域の様々な主体が、連携、協力して、子どもの健やかな成長を支える環境づくりを進めること、また地域での様々な体験活動や世代を超えた交流を通じて、豊かな人格形成を促すとともに、郷土への愛着や誇りを持って地域を担い、支える人材を育成し、地域コミュニティの活性化を図るものでございます。

その他の基本目標につきましては、基本的に現行の伊勢市教育振興基本計画を踏襲した内容となっておりますので、恐れ入りますが、御高覧を賜りたいと存じます。

恐れ入りますが、資料12-1にお戻り願います。

「4 今後の予定」につきましては、本日の御協議を踏まえた上で、12月1日から1月6日にかけてパブリックコメントを実施し、市民の皆さまからも御意見をいただきたいと考えております。

そして、その結果を踏まえて、1月に開催する総合教育会議で決定をし、2月の教育民生委員協議会で御報告する予定でございます。また公表もしてまいりたいと考えております。

以上でございます。御協議のほど、よろしくお願い申し上げます。

◎藤原清史委員長

ただいまの説明に対しまして御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

御発言もないようですので、本件につきましてはこの程度で終わります。

## 【第2期伊勢市教育振興基本計画（案）について】

### ◎藤原清史委員長

次に、「第2期伊勢市教育振興基本計画（案）について」を御協議願います。

当局から説明をお願いいたします。

教育総務課長。

### ●濱口教育総務課長

それでは「第2期伊勢市教育振興基本計画（案）について」御説明いたします。

資料6-1を御高覧ください。

まず、本計画の策定の趣旨につきましては、教育基本法に基づき平成24年に策定いたしました伊勢市教育振興基本計画の計画期間が本年度終了することから、第2期の計画を策定するものでございます。

策定にあたりましては、学識経験者や教育関係者、各種関係団体の代表者で組織した策定委員会において御協議いただき、その意見を踏まえて、案を作成いたしましたので、本日御報告するものでございます。

計画の期間ですが、平成29年度から33年度までの5年間でございます。

計画の位置づけですが、第2次伊勢市総合計画を上位計画とする教育委員会所管分野の総合計画であるとともに、先ほど御協議いただきました「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により定めることとなっております「伊勢市教育等の振興に関する施策の大綱」の基本理念、及び基本目標を尊重したものとして位置づけております。

計画の基本方針につきまして、次ページを御高覧ください。

本計画の基本方針につきましては、「伊勢市教育等の振興に関する施策の大綱」の基本理念でございます。「郷土を愛し、夢と意欲を持ち未来を切り拓く人づくり」、及び大綱での8つの基本目標を踏まえた上で、主に学校教育で取り組む施策を、基本施策1「確かな学力と社会参画力の育成」から基本施策6「信頼される学校づくり」とし、下段に、それを受け取り組むこととなる、それぞれの施策を掲載しております。

また、主に社会教育分野で取り組む施策につきましては、基本施策7「社会教育の推進」から基本施策10「スポーツの推進」に記載し、現在教育委員会が関わる事務について網羅したものとなっております。

計画の進捗につきましては、施策ごとに成果目標を設定し、それぞれの進捗状況につきましては、毎年実施いたしております「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価」において進行管理を行ってまいります。

なお、基本計画案の内容の詳細につきましては、資料6-2の第2期伊勢市教育振興基本計画（案）に記載しておりますので、御高覧いただければと思います。

最後に、今後の予定ですが、12月1日から翌年1月6日までの間、パブリックコメントを実施し、いただいた御意見も踏まえて成案を作成いたしたいと思っております。

そして、来年2月の教育民生委員会に報告し、教育委員会で承認を受けたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、「第2期伊勢市教育振興基本計画（案）について」御説明いたしました。何とぞ、よろしくお願いいたします。

◎藤原清史委員長

ただいまの説明に対しまして御発言はありませんか。

吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

御説明ありがとうございました。

この基本計画の中で少し違和感を覚えるところがありますので、少しお尋ねをさせていただきたいと思います。

4ページを見ていただきたいかと思えます。

4ページには、全体的なことということでありますけれども、小学校、中学校ですね、計画案のほうの4ページですけど、全体的に小学生、児童数、中学校も減少してきていますよねということを書いてあります。

中には小学校の小規模校化が進んでいますよということ。

あともう一つ、37ページにもですね、今適正規模・適正配置ということで、今どんどん子供たちが減ってきてということで、小規模化が進んでいますというようなことが書かれてあります。

一般的には小規模化が進んでいるというのは、一般的なことなんですけれども、地域によっては今人口がふえているところ、御存じのとおり、小俣明野地域によってはですね、今どんどん子供たちがこれからもまだふえる予測がなされているということで、38ページの適正規模・適正配置の考え方というのがありますけれども、望ましい学級数をもう超えているところ、これからもますます超えていくようなところも中にはもう現実的にあるということで、そこら辺がですね、先ほどの、先にありました検討会の概要、説明していただく中でも、そういったところが全然触れられてないんじゃないかというふうに感じるんですけども、そこら辺はこの辺に記載する必要は全くないのか、それとも何らかの形でですね、そういったところにも検討していかなければいけない。

本来なら、小俣小学校とかはもう適正規模を越えているわけですから、何らかの形で検討なされてもいいのかなとは思いますが、そこら辺はどのようにお考えかお聞かせいただけますでしょうか。

◎藤原清史委員長  
教育総務課長。

●濱口教育総務課長

先ほど吉岡委員のほうから御指摘いただきました小学校の児童生徒のですね、数のほうが市内全域では減少しているものの、一部の地域においては増加している現状についてどう考えているかということだと思います。

今回の基本計画案につきましては、市全体の人口動態の状況を見た上で、計画のほうを作成させていただいております。

確かに御指摘のように、小俣小学校、明野小学校、両小学校においては、大規模開発等もありまして、子供の数がふえているというのは現状でございまして、それなりの対応のほうが必要というふうには考えております。

それらにつきましては、子供の教育環境の整備という面で必要な措置を講じていきたいというふうには考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

◎藤原清史委員長  
吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

わかりました。総体的には、そういうことになると思うんですけども、課長言われたように、やはりそういう地区もありますので、一般的にすべてがこういう形ではないということも、恐らくパブリックコメントでは出てきたりもするのではないかと思います。

そこら辺もちょっと配慮していただきながらですね、そういったところをこれからどうしていくのかということも検討する必要もあると思いますので、ぜひ、頭の中に置きながらですね、進めていただきたいというふうに思います。

また、予算化も含めてですね、そういう措置もお願いしたいというふうに思います。

◎藤原清史委員長  
他に御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

御発言もないようですので、本件につきましてはこの程度で終わります。

## 【第2期伊勢市スポーツ推進計画（案）について】

### ◎藤原清史委員長

次に、「第2期伊勢市スポーツ推進計画（案）について」を御協議願います。

当局から説明願います。

スポーツ課長。

### ●沖塚スポーツ課長

それでは「第2期伊勢市スポーツ推進計画（案）について」御説明いたします。

資料7-1を御高覧ください。

最初に、印刷の関係で見えにくい部分がございますこと、お詫びさせていただきたいと思っております。

それでは説明に移らせていただきます。

本計画の策定の趣旨につきましては、スポーツ基本法に基づき策定をいたしました「伊勢市スポーツ推進計画」が、本年度をもって終了いたしますことから、第2期の計画を策定するものでございます。

策定にあたりましては、学識経験者や教育関係者、スポーツ推進委員さん、及びスポーツ関係団体等の代表者等で構成されております伊勢市スポーツ推進審議会におきまして、御審議いただき、計画案を作成させていただきましたので、本日、御協議いただくものでございます。

2の計画の期間でございますが、平成29年度から33年度までの5年間でございます。

3の計画の位置づけでございますが、「第2次伊勢市総合計画」の基本理念もふまえて、中期的な視点から本市のスポーツ振興の目指すべき姿と、その実現に向けた施策の方向性を示すものと位置づけております。

続きまして、4の計画の基本方針についてでございます。

次のページのほうを御高覧いただきたいと思います。

本計画の基本方針につきましては、4つございまして「市民スポーツ活動の充実」、「関係団体の強化と連携強化」、「市民スポーツと関係団体との関わり」、「スポーツ施設の利便性の向上」の4つを基本方針といたしまして、それぞれの下段に、それを受けて取り組むこととなります基本施策のほうを記載させていただいております。

続きまして5の計画の推進につきまして御説明申し上げます。

毎年度、実施の計画を策定いたしまして、伊勢市スポーツ推進審議会において御審議いただきます。その後、当該年度の終了後には、再び審議会において事業等の検証をいただきまして、次年度の計画へ反映していくことで、進行管理を図ってまいりたいと考えております。

内容の詳細につきましては、資料7-2の第2期スポーツ推進計画（案）に記載をさせ

ていただいておりますので、御高覧いただければと思います。

今後の予定でございますが、12月1日から翌年1月6日までの間、パブリックコメントのほうを実施いたしまして、いただいた御意見も踏まえまして成案のほうを作成いたしたいと考えております。

そして、2月には議会のほうにも報告をさせていただき、教育委員会で承認を受けたいと考えております。

以上、第2期伊勢市スポーツ推進計画（案）につきまして、御説明のほうをさせていただきました。何とぞ、よろしくお願いいたします。

#### ◎藤原清史委員長

ただいまの説明に対しまして御発言はありませんか。

品川委員。

#### ○品川幸久委員

私は普通のときのスポーツ振興計画であれば、これでいいのかなという部分もあるんです。当然スポーツを通じて健康であるとか、人とのつながりができるというところは非常に大事なことだと思っております。

ただですね、今回の場合は必ず出てくるのが、とこわか国体ですか、国体とその前に出てくるインターハイですね、高校総体ですね、それと全中が出てくるんですよね。全中の大会がありますよね。

それに向けてとなるとですね、社会人とそれから高校生についてはね、当然、社会人は市が持ってもいいと思うんですけど、高校については当然、県のほうが所管となってくるところで、私ども市の教育委員会さんとしては、小学校、中学校になるんですね。それで今小学校6年生か5年生ぐらいの子がちょうど国体のときの高校生の選手になろうかなと。球技の大会になると思うんですね。

私も2年も3年も市の学校の中でですね、クラブ活動のことを御質問もさせてもらっておるんですけど、冬になったら、暗くなったら体育館が使えんで帰らないとかいうようなことで、片や、そうやって言いながら、片や強化してこうとなると、非常に整合性がとれないような話になるのかなと思っておるんですね。

本当に強くしてですね、国体選手になろうかと思うと、やっぱり人より練習時間も長くとらなあかんのやろし、練習せんとね、国体選手になかなかないんですよ。

特に北主南従というか、北勢のほう結構しっかりやっておられて、南勢のほうはちょっと、そういうスポーツ面というのは、ちょっと弱い部分があるもので、その点どう考えておられるのかちょっとお聞かせ願いたいかなと思います。

◎藤原清史委員長

スポーツ課長。

●沖塚スポーツ課長

今回、平成33年度まで、期間の設定という形でございますので、委員仰せの国民体育大会につきましては、最終年度でございます、33年。そして、インターハイにつきましては、30年ということでございます。

また中学生の大会につきましては、32年ということに、この期間内すべて入っておるのでございます。

今回、基本方針、4つ挙げさせていただきましたが、そのうちの2のところでは競技力の向上という部分のところをですね、書かさせていただきました。関係団体の連携強化というところで示させていただいております。こちらのほう当然国体につきましては、オール三重ということで、県の競技力対策本部のほうとも連携しながらという文面のほうも入れさせていただきましたので、そちらのほうとも連携しながら、また、伊勢市につきましては、競技力向上を担当いたします伊勢市体育協会のほうもでございますので、そちらのほうの連携という形です、この2方向のほうからもですね、競技力の向上、今回の計画では取り組んでまいりたいなというふうに考えております。

◎藤原清史委員長

品川委員。

○品川幸久委員

私が言うとするのはね、やっぱり学校のほうの規制がね、特に皆さんこの中でスポーツされとった方もたくさんいると思うんですけど、やはりひとつ上を目指そうと思うと、人一倍努力をせんと上には上がれんということですよ。

特にそういうふうな、大会を目指せ、強化をするっていうふうなことになればそういうことが大事やろと思います。

もうそれ以上言うても答えでえへんと思いますので、できるだけしっかりとね、そういうことも含めて取り組んでいただきたいと思います。

それともう一つですね、伊勢市は今総合型とかスポ少とか、いろんな、スポ少に入らなくてもクラブ活動をやっておられるとか、子供たちがですね。大人の場合は、別にそれはいいと思うんですけど、特に小学生、中学生のところ、クラブ活動をやられていろんな大会をされとるといのは、多分教育委員会さんであれば、把握ができると思うんですけど。そこに対してですね、公平な、そういう支援というかね、そういう形がとられとるかというかね、非常に、私も、今総合型があるところもないところもあれば、スポ少でやられておると、やられていないところもあるんでね。

そういうところをやっぱり、広い裾野でね、底上げをしていかんと、おたくらの言われるこのスポーツ振興というのはなかなか成り立たんと思うんですよね。その点だけ、1点だけで結構ですので、答弁だけ聞いて終わっておきます。

◎藤原清史委員長

スポーツ課長。

●沖塚スポーツ課長

ただいまの子供たちの部分につきましては、委員仰せのスポーツ少年団、また総合的な体を動かすことから取り組んでおります総合型地域スポーツクラブ、この2点のほうで話をいただきましたが、委員仰せのとおり、この部分だけでなくですね、スポーツに取り組まれる方々もおりますので、そちらのほうもですね、しっかり私どものほう目を向けながら、その裾野の部分、充実していくように取り組んでまいりたいというふうに考えております。

◎藤原清史委員長

よろしいですか。

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

御発言もないようですので、本件につきましては、この程度で終わります。

暫時休憩いたします。

午後 3 時04分 休憩

午後 3 時04分 再開

◎藤原清史委員長

休憩前に引き続き会議を続けます。

会議の途中でありますが、10分間休憩いたします。

午後 3 時04分 休憩

午後 3 時13分 再開

◎藤原清史委員長

それでは休憩前に引き続き会議を続けます。

次に、「沢村栄治生誕100周年記念事業の実施について」を御協議願います。

当局から説明願います。

スポーツ課長。

●沖塚スポーツ課長

それでは、沢村栄治生誕100周年記念事業につきまして御説明をいたします。

資料8のほうを御高覧ください。

それでは説明に移らせていただきます。

この内容につきましては、スポーツ課と文化振興課の2課からの内容となっておりますが、スポーツ課で一括して御説明申し上げますので、御了解賜りたいと存じます。

来年平成29年、2017年は、伊勢市出身の著名なプロ野球選手であります沢村栄治投手の生誕100年にあたります。この記念すべき年に、三重県と連携して記念事業を進めさせていただきたいと考えております。

現在、記載の2つの企画を柱に計画をいたしておりますが、最初に、プロ野球、読売巨人軍のオープン戦について、御説明を申し上げます。

こちらは、現在三重県が窓口となって、来春3月頃に、伊勢市倉田山公園野球場を会場予定として、調整を進めていただいております。

正式な日時や対戦相手等を含む開催の決定につきましては、12月中旬頃に、日本野球機構、NPBから発表される予定となっております。

オープン戦の開催が決定しましたなら、市内の小学生や中学生を対象といたしまして、球場に招待する企画や、サインボール等のプレゼント企画を検討しておりますので、実施に向けて調整をしていきたいと考えております。

また、伊勢市出身の偉人としても顕彰するため、文化振興課では、「沢村栄治生誕100周年記念展（仮称）」を開催いたしたく考えております。

こちらは、来年3月20日月曜日祝日から26日日曜日までの期間で、午前9時から午後7時まで、伊勢市観光文化会館の2階展示室を会場として、実施いたしたく考えております。

企画の内容は、記載のとおり、沢村栄治さんの一生、沢村栄治さんをめぐる人々、そして、ゆかり等を検討しておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

オープン戦及び企画展とも、予算につきましては未計上でございますので、12月補正で計上させていただきたいと考えております。

以上、沢村栄治生誕100周年記念事業につきまして、御説明をいたしました。

何とぞ、よろしくお願ひいたします。

◎藤原清史委員長

ただいまの説明に対しまして御発言はありませんか。  
吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

すいません、ひとつ聞かせてください。

この沢村栄治さんの生誕100年ということで、ぜひ大々的にですね、事業をやっていた  
だきたいと思っているんですけども。

このプロ野球のオープン戦ということで、3年ぶりですね、こけら落としから3年ぶ  
りになるんですけども、大変ありがたい話だというふうに思います。

いろいろと準備大変かと思えますけれども、よろしくお願いします。

その中で3月頃ということで、これは先ほどもまだ日にち決まっていないということ  
なんですけども、ぜひ小中学生を対象としてチケットをプレゼントするんであればですね、  
平日開催ではまずいので、できれば土曜日、日曜日に開催していただけるようにですね、  
お願いをしてもらわないと、授業中ですということであるとですね、ちょっとまずいかな  
と思いますので、ぜひそこら辺も調整をですね、お願いしたいと思うんですけども、そ  
の辺の希望というのは、こちらからは、なかなか難しいんでしょうか。

◎藤原清史委員長

スポーツ課長。

●沖塚スポーツ課長。

こちらにつきましては、読売巨人軍の窓口となっております三重県のほうを通じまし  
て、伊勢市として、子供たちを招待することを希望しておりますという内容につきましては  
は、お伝えをさせていただいておりますが、日程につきましては、その辺りが考慮される  
かどうかについては未定でございます。

◎藤原清史委員長

吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

わかりました。ぜひですね、土曜日、日曜日に開催できるように、子供たちがたくさ  
ん見られるような機会をですね、つくっていただけたらというふうに思います。

それと、今年度なんですけど、旭川市のほうがですね、皆さん御存じかどうかわか  
りませんが、スタルヒンという方が100周年記念ということで、この9月25日にいろん  
な事業をされました。これもぜひ参考にしながらですね、進めてもらいたいと思うん  
ですけど

も、いろいろな子供たちのダンス体験とか吹奏楽とか野球教室とか、スピードガンの体験とか、いろいろなさまざまな事業をしていただきました。ぜひ、これも、いろいろな方がかかわっていただいて、恐らく旭川市の教育委員会等しっかりとサポートしていただいたんかと思うんですけども。

現在でも、いろいろ沢村栄治の100周年に向けていろいろ活動していただいている方もたくさんいるということを知っております。なかなか、そこら辺がですね、いろんなグループがあるというふうなことも聞いておまして、ぜひ、この市のほうで、教育委員会のほうでうまくその辺がマッチングできるようにですね、すべてが、うまくいくような形ですね、あそこはあんなことをやっておるといようなことにならないように、できれば調整をとっていただきたいかなと思うんですけども、その辺、教育委員会としてどのように考えているのか、現状も含めてお聞かせいただけたらと思います。

◎藤原清史委員長

スポーツ課長。

●沖塚スポーツ課長

沢村栄治さんを顕彰する団体につきましては、既にNPO法人等も立ち上がっておるというふうに伺っております。また、活動されておる組織としても、ほかにあるということも伺っております。

今後、三重県とですね、正式に開催が決定いたしましたならば、開催に向けて、準備を進めていくと思いますので、そちらのほうのことも念頭にしながらですね、可能なところは協力を、また検討もしてまいりたいというふうに考えております。

◎藤原清史委員長

よろしいですか、他に御発言ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

御発言もないようですので、本件につきましてはこの程度で終わります。

## 【伊勢市おひさま児童園の指定管理者の選定に係る経過について《報告案件》】

◎藤原清史委員長

続いて報告案件に入ります。

初めに、「伊勢市おひさま児童園の指定管理者の選定に係る経過について」を、御報告をお願いいたします。

健康福祉部参事。

●中村健康福祉部参事

それでは、伊勢市おひさま児童園の指定管理者の選定に係る経過につきまして御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の資料9を御高覧ください。

伊勢市おひさま児童園につきましては、6月の教育民生委員協議会において、ハートプラザみそのに新たに設置する旨御報告申し上げ、その後9月に指定管理候補者の選定結果について、議員の皆さまに情報提供をさせていただいたところでございます。

この度、12月市議会定例会に指定管理者の指定について、議案の御報告をさせていただきますことから、その経過について御報告をさせていただくものでございます。

去る7月19日に5名の委員の皆さまによる第1回選定委員会を開催させていただき、選定基準等を策定していただきました。

その後、7月22日から9月9日まで、事業者の募集を行い、9月19日には、第2回選定委員会において公開プレゼンテーション及び審査を行いました。

その結果、指定候補者として、伊勢市神田久志本町1718番地16、特定非営利活動法人南勢子どもの発達支援センターえがお、理事長、金子直由様を選定していただきました。

指定の期間は伊勢市こども発達支援施設条例の施行の日から平成33年3月31日までといたします。

なお、来年度4月から、施設の改修工事に取りかかるため、12月市議会に補正予算を計上させていただいているところでございますので、よろしくをお願いいたします。

以上、伊勢市おひさま児童園の指定管理者の選定に係る経過についての御報告でございますので、よろしくお願い申し上げます。

◎藤原清史委員長

本件は、報告案件でありますけれども、特に御発言がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

御発言もないようでありますので、本件につきましてはこの程度で終わります。

## 【就学援助費（新入学児童生徒用学用品費）の支給について《報告案件》】

◎藤原清史委員長

次に、「就学援助費（新入学児童生徒用学用品費）の支給について」の報告をお願いいたします。

学校教育課参事。

●橋本学校教育副参事

就学援助費の新入学児童生徒学用品費の支給について、御報告させていただきます。

就学援助につきましても、経済的理由により就学が困難な御家庭に、学用品費や給食費、修学旅行費等を補助する制度でございます。

資料10、参考に記載させていただきましたように、学校教育法第19条、子どもの貧困対策の推進に関する法律第10条に規定されておりまして、伊勢市におきましては、世帯の合計が生活保護基準額の1.5倍以内の世帯を、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している、準要保護と認め、就学援助を実施しているところです。

準要保護については、認定基準、支給内容、支給時期等は、各市町村によるところでありまして、県内でも各市町さまざまでございます。

伊勢市では、従来、新入学児童生徒学用品費の支給は、学用品費、通学用品費、校外活動費の第1期、4月から8月分ですが、その支給に合わせ、6月としてまいりましたが、新入学の準備には入学前にかかりの経費が必要となっていることから、保護者の経済的負担の軽減を図る意味からも、平成29年度入学予定児童生徒から入学前の3月に支給することとします。

金額については、資料2にございますように、小学校で2万470円、中学校で2万3,550円です。

何とぞ御理解いただきますようによろしくお願いいたします。

◎藤原清史委員長

本件も報告案件ではありますが、特に御発言がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

御発言もないようですので、本件につきましてはこの程度で終わります。

## 【第2次伊勢市総合計画の進捗状況について《報告案件》】

◎藤原清史委員長

次に、「第2次伊勢市総合計画の進捗状況について」の報告をお願いいたします。  
企画調整課長。

●辻企画調整課長

それでは、「第2次伊勢市総合計画の進捗状況について」御説明を申し上げます。

これは、平成26年10月に策定いたしました第2次伊勢市総合計画の平成27年度の事業結果等に係る各所属による自己評価及びこれを受けての総合計画審議会の答申内容について、その概要を御説明申し上げるものでございます。

資料11-1をごらんください。

各常任委員協議会に及ぶ内容でございますので、各所管別対象箇所を上段に記載し、また下段には、総合計画審議会の開催状況を記載しております。

恐れ入りますが、ちょっと飛びますが、資料11-3をごらん願います。

これは、この後に続く資料11-4とともに、審議会の諮問に付した自己評価に係る資料でございます。

総合計画の進行管理の目的は、1に記載のとおり、市政を取り巻く社会的状況等の変化、またそれから考えられる課題、数値目標の達成状況を確認し、その結果を踏まえて、平成29年度予算編成を行い、効果的な行政運営を進めることとしております。

「2構成及び確認の考え方」につきましては、「(1)基本計画の序章に係る確認」として、計画策定時からの現況及び課題の変化を確認して、全般的に考慮すべき事項等を追記し、また「(2)基本計画の各章に係る確認」として、各節単位で設定しております測定指標の達成状況と、今後の取り組みの方向性及びその根拠、考え方を確認いたしております。

まず、基本計画の序章に係る確認につきまして、御説明申し上げますので、2ページをごらんください。

序章の「○伊勢市の現況と予測」の、「◇伊勢市の将来人口、人口分散化の進行」に関しましては、2060年の将来推計人口66,213人を9万人とする将来展望を示した「伊勢市人口ビジョン」を昨年10月に策定したこと、また、昨年の国勢調査の速報結果として、前回の国勢調査に比べて2,403人、率にして1.84%減少したことを追記しております。

3ページをごらんください。

「第63回神宮式年遷宮までに伊勢市を取り巻く主な社会の動き」といたしまして、伊勢志摩サミットの開催、また、まち・ひと・しごと創生法の制定と国による「長期ビジョン」及び「総合戦略」、いわゆる地方創生の流れでございますが、こうした流れや伊勢志摩国立公園が、世界水準のナショナルパークにする国立公園8モデルに選定されたことを追記しております。

4 ページをごらんいただきたいと思います。

4 ページの「市民ニーズ」、こちらは昨年秋に実施いたしました市民アンケートの結果でございます、高齢者支援、防災対策の強化、医療の充実等に対する市民ニーズが高い傾向にございました。

5 ページの「伊勢市の財政収支見通し」は、平成26年度・27年度は決算額、28年度以降は、本年2月に公表いたしました数値になっております。

6 ページ以降の「伊勢市の課題」、このうち6 ページ上段の「子どもを産み育てやすい環境づくり」から7 ページ下段「公共交通体系の整備」でございますが、こちらにかけては、特に大きな変化はなく、8 ページの「ポスト遷宮における産業振興及び担い手の確保」に関しまして、先ほど申し上げました伊勢志摩サミットの開催、伊勢志摩国立公園のナショナルパークブランド化のモデル事業に選定されたこと等を最大限活用し、インバウンド対応の強化、MICE 対応可能な宿泊施設の誘致等の観光振興について時機を逸することなく取り組むことが重要と認識しております。

また、「大災害への備え」に関しては、特に大きな変化はないものの、本年4月に発生した熊本地震における避難所運営、被災者の生活再建に係る教訓を十分に踏まえた大災害への備えが重要と認識しております。

次に、資料11-4をごらんください。

これは、測定目標の達成度に係る担当課による自己評価結果の一覧表でございます。

ごらんとおり、第5章で追加したものを含め、合計96の指標を設定しております。

当教育民生委員協議会の所管は、第2章教育、第3章環境、そして第4章医療・健康・福祉でございます、第2章、13の指標を設定しておりますが、13の指標中、現時点において、既に目標達成済みと評価するA評価が5つ、目標達成が可能なB評価が5つ、目標達成が困難なC評価が3つでございます。第3章は、7つの指標中、A評価が2つ、B評価が4つ、C評価が1つ、また第4章は、16の指標がございますが、A評価が4つ、B評価が7つ、C評価が5つでございます

次ページ以降の進行管理シートは、昨年度の総合計画審議会の答申内容を受けて作成したものでございます。

恐れ入りますが、2 ページをごらんください。

詳細の説明は割愛させていただきますが、シートの構成について御説明申し上げます。

シートは節ごとに作成をしております、上段には、総合計画での位置づけ、その下には測定指標について、基準値、目標値及び実績値の推移、また、目標の達成度とその説明を、中段には、節の中に設けております取組方針について、主な予算事業の事業費の推移、26年度、27年度は決算額、28年度は予算額、また事業概要、下段は、今後の取り組みの方向性とその根拠を記載しております。

恐れ入りますが、資料11-2をごらんいただきたいと思います。お戻りいただきますがよろしくお願いいたします。

これは、去る11月11日付けの総合計画審議会の答申書の写しでございます。

「進捗管理（評価）のあり方」及び「分野別意見」として、御意見、御提案等をいただいておりますので、後ほど御高覧いただければと存じます。

今回の答申内容につきましては、今後の進行管理及び次の計画策定に向けた検討に生かしてまいりたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

◎藤原清史委員長

本件も報告案件であります。特に御発言がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

御発言もないようですので、本件につきましてはこの程度で終わります。

以上で本日御協議願います案件は終わりましたので、これをもちまして教育民生委員協議会を閉会いたします。

閉会 午後3時32分